

少子化に立ち向かう4大学連携経営改革

プラットフォームに関する協定書

令和6年7月27日 制定

少子化に立ち向かう4大学連携経営改革プラットフォームに関する協定書

4大学（この協定に参加する大学をいう。以下「大学等」という。）は、学校経営面において、人的リソースや各種システムの共有化等、複数の大学が強固な連携関係を構築することで、効果的・効率的な大学運営を実現し、大学等運営機能の共同化、高度化を図る経営改革を行うことを目的として、次のとおり経営改革プラットフォーム（以下「本プラットフォーム」という。）を構築することに合意したので、ここに協定書を取り交わすものとする。

（目的）

第1条 本プラットフォームは、学校経営面において、人的リソースや各種システムの共有化等、複数の大学が強固な連携関係を構築することで、効果的・効率的な大学運営を実現し、大学等運営機能の共同化、高度化を図る経営改革を行うことを目的とする。

（構成）

第2条 本プラットフォームは、この協定に参加する大学をもって構成する。

（活動）

第3条 本プラットフォームは、第1条に規定する目的を達成するため、大学等の構成員が、次に掲げる活動を行う。

- (1) カリキュラムの共通化に関する事項
- (2) 教員の相互活用に関する事項
- (3) 基幹教員制度の活用に関する事項
- (4) 課外活動の相互支援に関する事項
- (5) 大学事務の合理化・効率化に関する事項
- (6) 事務職員の能力向上に関する事項
- (7) 大学の消耗品等の共同購入に関する事項
- (8) 財務が分かる職員の拡大に関する事項
- (9) 学内の施設設備の共有化に関する事項
- (10) その他プラットフォームの事業推進に関する事項

（協議会）

第4条 本プラットフォームに、プラットフォームの運営方針や事業実施等に関する事項を審議するために事業推進のための協議会を置き、それぞれの大学等の代表者をもって組織する。

（委員会・部会）

第5条 前条の協議会のもとに、各種活動内容を具体的に検討・審議するため、運営委員会、教員相互活用部会、事務効率化部会を置く。また、これらの部会の事業展開にあたって必要となる会議及びワーキンググループを設置する。

（点検評価）

第6条 本プラットフォームの目標達成や事業の進捗状況等を把握し、適切な修正を行うために自己評価を行うとともに外部評価を受ける。

（経費）

第7条 本プラットフォームの協議会等への出席に係る旅費等については、それぞれの大学等の負担とする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、令和6年7月27日から令和12年3月31日までとする。ただし、この協定は、有効期間満了の90日前までに参加団体から文書により協定の終了の申出がない限り、更に1年ごとに自動的に延長されるものとする。

（補則）

第9条 この協定書の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項については、参加団体が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、令和6年7月27日から実施する。

令和6年7月27日

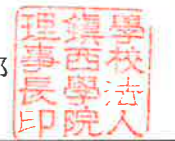
学校法人九州文化学園理事長 安部直樹



学校法人長崎学院理事長
長崎外国語大学長 石川昭仁



学校法人鎮西学院理事長 重松史郎



学校法人永原学園理事長
西九州大学長 福元裕二



長崎国際大学長 中村誠司



鎮西学院大学長 姜尚中

